

本号で公布された条例のあらまし

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（埼玉県条例第十六号）（都市計画課）

一 趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行について必要な事項を定めるもの

二 内容

宅地造成及び特定盛土等規制法第三十二条の規定に基づき、特定盛土等規制区域における許可を要する特定盛土等の規模等を定める。

三 施行期日

令和七年七月一日